「第三十二条」に、「第二十七条」を「第三十六条」に改め、同条第七号中「第二十六条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条第八号中「第二十八条」を「第三十七条」に改め、同条第九号中「第三十条」を「第三十九条」に改め、同条を第四十一条とし、第三十一条を第四十条とし、第二十八条から第三十条までを九条ずつ繰り下げる。

第二十七条中「第二十条、第二十二条及び第二十三条」を「第二十九条、第三十一条及び第三十二条」に改め、同条を第三十六条とし、第二十六条を第三十五条とし、第十五条から第二十五条までを九条ずつ繰り下げる。

第十四条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条を第二十三条とし、第十三条を第二十二条とし、第十二条を第二十一条とする。

第十一条（見出しを含む。）中「代表人」を「代理人」に改め、同条を第二十条とし、第十条を第十九条とする。

第九条第二項中「市町村執行機関」を「市町村の執行機関」に改め、同条を第十八条とし、第八条を第十七条とし、第五条から第七条までを九条ずつ繰り下げる。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　都道府県又は都道府県の機関が当事者となる普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停

第一節　調停の手続

（申請書等）

第五条　法第二百五十一条の二第一項の文書（以下「申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　紛争の当事者

二　調停を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）

三　紛争の経過

四　申請の年月日

五　前各号に掲げるもののほか、調停を行うについて参考となる事項

2　法第二百五十一条の二第一項の規定による調停の申請をした当事者は、当該申請書の写しを添えて、相手方である当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（調停の期日及び場所）

第六条　自治紛争処理委員の調停の期日及び場所は、代表自治紛争処理委員がこれを定める。

2　代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、自治紛争処理委員の調停の期日及び場所を変更することができる。

（代理人の選任及び解任の届出）

第七条　当事者は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を自治紛争処理委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

第二節　当事者が調停に出席する場合の手続

（調停の公開）

第八条　当事者が出席する調停は、自治紛争処理委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。

（秩序の維持）

第九条　調停の期日における秩序の維持は、代表自治紛争処理委員が行う。

2　代表自治紛争処理委員は、前項に定めるもののほか、調停手続の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

第三節　情報の収集

（参考人の陳述等）

第十条　自治紛争処理委員は、調停を行うため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

（自治紛争処理委員による情報の収集）

第十一条　自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の二第九項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、自治紛争処理委員の調停の期日外においてもこれを行うことができる。

第四節　調停の申請の取下げ

（当事者への通知）

第十二条　自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の二第二項の規定による調停の申請の取下げが行われた場合には、速やかにその旨を他の当事者に通知しなければならない。

第五節　自治紛争処理委員の合議

（合議）

第十三条　次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

一　第八条の規定による当事者が出席する調停の公開の決定

二　第十条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年九月二十四日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一七―〇―九八

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「統合的リスク管理・市場リスク検査室長」を「金融トラブル解決制度推進室長　リスク管理検査室長」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「情報公開室長」を「外交記録・情報公開室長」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「国債企画官」を「国債企画官　国債投資情報官」に改め、同部財務局の項中「総務管理官」を「総務管理官　統括法務監査官」に改め、同部税関出張所の項中「統括審理官」を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「課長　労災保険業務室長」を「課長」に、「労働保険徴収業務室長」を「勤労者福祉事業室長　労働金庫業務室長」に、「環境改善室長」を「環境改善室長　化学物質評価室長」に、「主任中央労災補償監察官　労働保険徴収業務室長」に改め、「労働金庫業務室長　勤労者福祉事業室長」を削り、「若年者雇用対策室長　就労支援室長」を「地域雇用対策室長」に、「地域企画官　主任中央雇用保険監察官」を「主任中央雇用保険監察官　若年者雇用対策室長　就労支援室長　雇用支援企画官」に、「児童手当管理室長」を「子ども手当管理室長」に、「電子計算機室長」を「情報システム管理室長」に改め、「、労災保険業務室長」を削る。

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「エネルギー情報企画室長」を「戦略企画室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十二年五月三十一日」を「平成二十二年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百四十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計として次のように指定したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年九月二十四日

総務大臣　片山　善博

一　名称　産業連関表

二　作成目的　生産活動における産業相互の連関構造並びに生産活動と消費、投資、輸出等との関連及び生産活動と雇用者所得、営業余剰等との関連を明らかにすることを目的とする。

三　作成者　内閣総理大臣、金融庁長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣

四　作成方法　統計調査以外の方法により作成する。

○法務省告示第四百八十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年九月二十四日

法務大臣　柳田　稔

住所　福井県勝山市野向町深谷第13号3番地
王歩琴　昭和43年5月21日生

住所　北九州市小倉南区田原新町1丁目16番45―105号
モーセン・サイエド・アハマド・アブエルガール　昭和39年12月28日生

住所　東京都墨田区亀沢4丁目16番4―503号
卓**洪**　昭和42年11月16日生

住所　神奈川県茅ヶ崎市本村5丁目2番62号
卓玉清　昭和49年4月16日生

住所　千葉県市川市新田4丁目7番11号
孫穎　昭和52年4月30日生

住所　千葉県我孫子市我孫子1丁目12番5―901号
鄭雅惠　昭和48年10月7日生

住所　大阪市中央区島之内2丁目4番1号
黄微鈞　昭和39年2月2日生

廖珮**綺**　平成8年9月14日生
住所　群馬県富岡市黒川988番地7

劉秀琪　昭和32年11月28日生